

避難行動要支援者名簿について

～災害時に、自力で避難することが難しい方を地域で助け合う仕組みです～

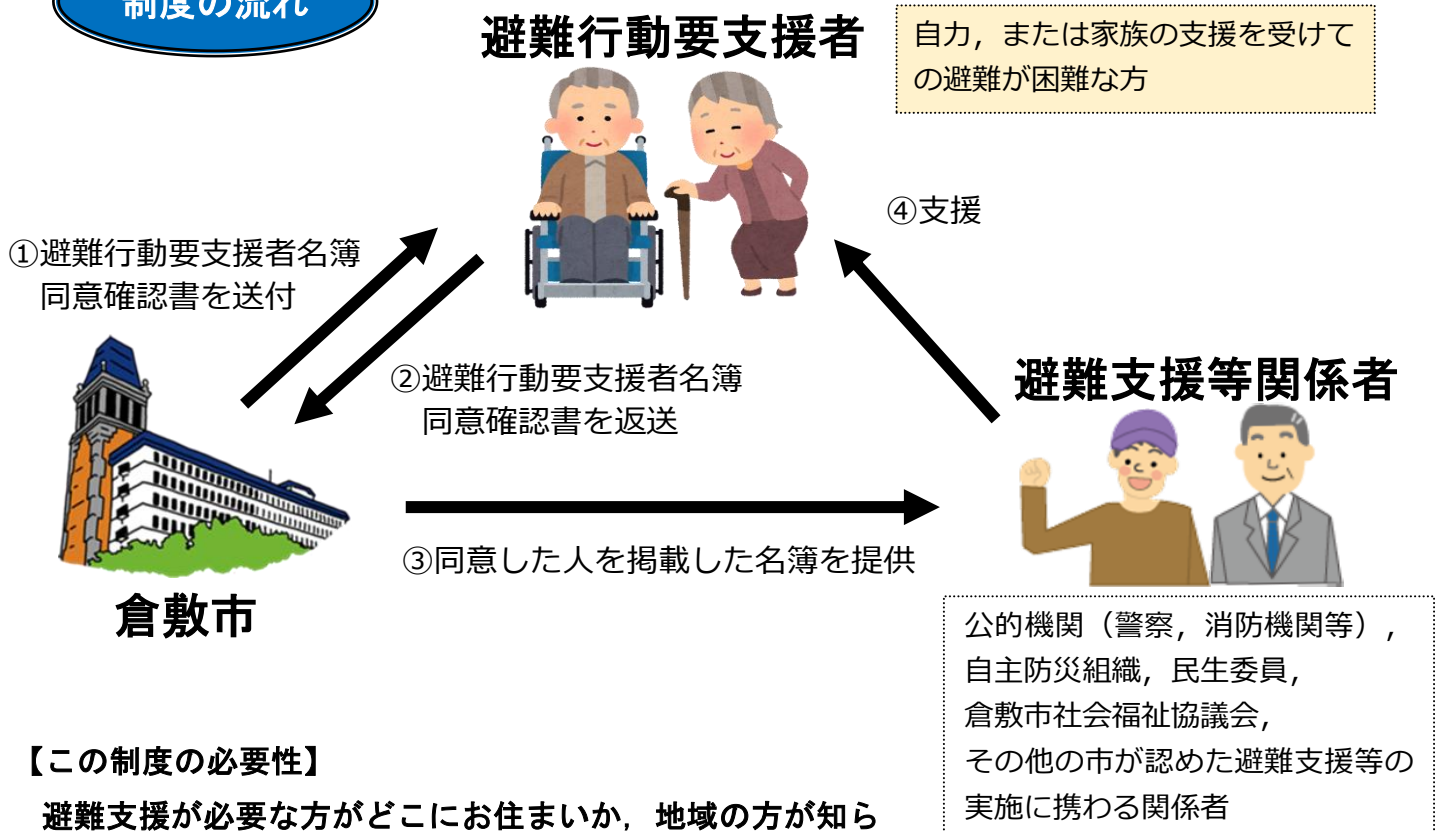
市では、次の「調査対象となる方」のうち、自力、または家族の支援を受けての避難が困難で、自分の情報を避難支援等関係者に提供することに同意した方を「避難行動要支援者名簿」に掲載し、地域での援護活動に役立ててもらうために、避難支援等関係者に情報提供しています。

調査対象となる方

自宅で生活し、次の要件のいずれかに当てはまる方

- (1) 介護保険の要介護3以上の方
- (2) 身体障がいのある方（身体障害者手帳1・2級第1種（心臓・じん臓のみ該当する方を除く））
- (3) 知的障がいのある方（療育手帳A又はAと同程度の手帳）
- (4) 精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳1級）
- (5) 難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方）

制度の流れ



【この制度の必要性】

避難支援が必要な方がどこにお住まいか、地域の方が知らないと、いざという時の支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分に機能しないことも考えられるため、自分たちでできることは自分たちでしようという、地域で支え合う仕組みづくりを行うものです。

名簿への掲載内容

- 住所、氏名、年齢、生年月日、性別、緊急時の連絡先
- 心身の状況（介護認定、身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病認定の有無）

※等級は掲載されません。

※希望する方は、心身の詳しい状況など、避難支援等関係者に知ってほしい内容を掲載することができます。

（例：自力で避難の判断ができない、歩行が困難、聴覚障がいがある、視覚障がいがある等）

支援の内容

避難支援等関係者が、緊急時のための打ち合わせや避難誘導、緊急時の安否確認等の支援を行います。

●名簿の活用例

公的機関（警察・消防機関等）…緊急時の救助活動を円滑に実施 等
自主防災組織…緊急時の対処方法の打ち合わせ、避難誘導 等
民生委員…平常時の見守り活動、避難所等での安否確認 等
倉敷市社会福祉協議会…被災後の相談支援、ボランティア派遣支援 等



お願い

- この制度は、地域による助け合いの制度です。まずは自ら身を守る心構えで、日頃から災害に備えておきましょう。
- 近所の方とはあいさつや地域活動への参加を通じて、日頃から良好な関係を築き、災害時に手助けをお願いできるようにしておきましょう。
- 避難支援等関係者への情報提供に同意することにより、避難支援等を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身の安全が前提のため、同意によって避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありません。また、避難支援等関係者は、避難支援等に関して法的な責任や義務を負うものではありません。



<お問い合わせ先>

保健福祉局保健福祉推進課 電話：426-3303

- 防災全般に関することや避難所などのお問い合わせ

総務局防災危機管理室 電話：426-3131